

中区社会福祉協議会 **高齢者福祉基金助成金** のご案内

この助成金は高齢者を見守り、支えあえるまちづくりを目指して、
地域で高齢者を支援する活動を行う団体に対して活動費の助成を行うものです

1 助成の対象となる団体

- ◆中区内の地区社会福祉協議会、地区連合町内会(組織内の団体を含みます)
- ◆中区社会福祉協議会会長が認めた団体

※地区ごとに申込件数の目安がありますので、ご注意ください

【ご確認ください】

- ・他機関の助成金や本会が運営する「ふれあい助成金」との重複も可とします。
(ただし、相手先が他の助成金との重複を認めていない場合がありますのでご注意ください)

2 助成の対象となる活動

- ①主に高齢者の支援や交流を目的とする地域活動 (例)ふれあいサロン、会食会など
- ②主に高齢者を対象とした連合町内会エリアでのイベントなど

※主に高齢者=65歳以上の参加者が概ね2分の1以上の活動

3 助成の対象となる期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日(令和7年度)

4 助成上限額・対象経費

裏面の一覧表を参照してください。

5 お申込方法

別紙申込書の記入後、**各エリアの地区社協会長にご確認(会長名記入)**いただいたうえで、関係資料(下記参照)を添えて郵送、メール、窓口にて事務局まで提出してください。

※申込書は、窓口ほか、本会ホームページにてダウンロードできます

《申込書類》

- ・申込書1～2ページ(代表者名、申込金額、予算書)
- ・申込書3～4ページ(活動計画、活動概要) ※ふれあい助成金申込書の写でも可
- ・活動内容がわかる資料(チラシなど)

申込期間:令和7年4月10日(水)～4月23日(水)まで

※日曜・祝日は受付期間外です。

※郵送の際は、4月23日必着、メール・窓口の際は、4月23日17時締切です。

6 助成の流れ

中区社協助成金審査会にて審査のうえ、決定団体には8月上旬頃に助成金を交付します。

対象経費・助成上限等

【①継続的な支援活動】 申込団体は予算総額の10%以上の自主財源を用意するものとします

対象となる活動	対象経費	助成上限額
主に高齢者の生活を支援し、高齢者福祉の推進につながる活動 ◆定期的に継続して行われる活動 ◆対象者を限定せず、地域に開かれた活動 【活動例】 ・高齢者サロン ・ミニデイサービス ・会食会や配食など食事サービス ・認知症カフェ ・生活支援や家事支援活動 ・定期的な見守り活動 など	・備品整備費 ・活動費 ・広報費 ・ご利用者の食材費 など ※人件費・スタッフの飲食費を除く ※金券類は購入不可	1 地区あたり 3 件程度（目安） ア) ¥50,000 実施回数 6 回以上 参加人数 5 名以上

【②地域イベント】 申込団体は予算総額の10%以上の自主財源を用意するものとします

対象となる活動	対象経費	助成上限額
連合町内会エリアを単位として行われる高齢者の交流・支援を目的として実施される地域イベント（参加者20名以上）	・備品整備費 ・活動費 ・広報費 ・参加者記念品 など ※人件費・スタッフの飲食費を除く ※金券類は購入不可	1 地区あたり 2 件まで イ) ¥100,000 参加者100名以上 ウ) ¥60,000 参加者50名以上 エ) ¥30,000 参加者20名以上

2 件のうちイ) 上限 100,000 は 1 件まで。

その他 確認事項

- ・ご案内に記載のない事項は本助成金運営要綱に基づき運営します
- ・申込状況に応じて、助成額の調整を行う場合があります
- ・本助成金は中区社協高齢者福祉基金(寄付金が原資)にて運営しています

お問合せ、ご提出先 横浜市中区社会福祉協議会 中区山下町2産業貿易センタービル4階

TEL045-681-6664 Fax045-641-6078

メール nakajoseikin@yokohamashakyo.jp